

# 特定非営利活動法人アジア植林友好協会ロゴマークの使用に関する要領



特定非営利活動法人アジア植林友好協会（以下「AGFN」という。）が製作した上記ロゴマークに関する使用について、次の通り定める。

## 第1条 目的

環境について、多くの人々が関心を持ち、積極的な植林活動が必要であること目的とする。AGFN が制作したロゴマークの適正使用のため、この使用基準を定めるものとする。

## 第2条 図柄等

- 1 ロゴマークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。

## 第3条 著作権及び使用权

- 1 ロゴマークの著作権は、AGFN に帰属する。
- 2 ロゴマークは無断で複製、使用及び印刷することはできない。
- 3 ロゴマークの使用を許可された者（以下「使用权者」という。）は、他人にロゴマークの使用权を譲渡することはできない。
- 4 ロゴマークと誤認される類似ロゴマークを使用してはならない。

## 第4条 使用权者の責務

- 1 ロゴマークが表示されたものに関する一切の責任は、ロゴマークの使用权者によるものとする。
- 2 使用权者はロゴマークの使用にあたって AGFN の社会的信用を毀損しないよう努める。

## 第5条 ロゴマークの使用条件

- 1 宣伝、販売のいずれにせよ、対象の商品・サービスが公害を引き起こさないこと。
- 2 使用权者は、他社の類似商品を批判もしくは排除する文言がないこと。

## 第6条 ロゴマークの使用料

ロゴマークの使用料は1年間 60,000 円とする。

## 第7条 ロゴマークの表示方法

- 1 ロゴマークはシールを印刷し商品や販促物に貼付表示することができる。
- 2 ロゴマークは商品や販促物に印刷表示することができる。

## 第8条 使用申込及び許可

- 1 ロゴマークの使用を希望する者は、AGFN へロゴマーク使用申請書の申込みをしなければならない。
- 2 AGFN は、この要領に適合すると認めたときは使用許可書により使用に関する許可を行い、ロゴマークのデータを貸与する。
- 3 ロゴマークの使用期間中において、AGFN は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。

#### 第9条 ロゴマークの適正使用

- 1 ロゴマークの使用権者がこの要領を遵守せずに、不正使用した場合には、次の措置を順次講ずることとする。
  - (1) 指導
  - (2) 使用の取り消し
- 2 ロゴマークの使用権者は不正な使用に関する情報があれば速やかに AGFN に報告するものとする。
- 3 AGFN は適正な使用を確認するため、必要に応じて使用権者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができ、この場合、使用権者は適切に対応しなければならない。
- 4 ロゴマークの無断使用においても前項すべてを適用する。

#### 第10条 ロゴマークの使用期間

使用申込書の内容に記載した使用期間とする。

なお、引き続き使用を行う場合は改めて手続きを行うものとする。

附則 この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

特定非営利活動法人アジア植林友好協会

〒188-0011 東京都西東京市田無町 3 丁目 5 番 4 号

TEL 042-451-6120 FAX 042-465-7241

Email [info@agfn.org](mailto:info@agfn.org)